

狭山市立入間野中学校PTA規約

【第1章 名称及び事務所】

第1条 本会は埼玉県狭山市立入間野中学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

【第2章 目的及び活動】

第2条 本会は本校生徒の保護者と教職員とが一体となって、家庭と学校と社会との連携を密にし、生徒の健全な育成につとめることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。

- 1 家庭と学校、社会との緊密な連絡によって生徒の福祉の増進をはかる。
- 2 生徒の生活環境の向上をはかる。
- 3 学校教育の充実及び進展につとめる。
- 4 会員相互の修養と親睦をはかる。
- 5 その他、本会の目的達成に必要と認められる活動につとめる。

【第3章 方針】

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会または本会の会員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事その他管理に干渉しない。

【第4章 会員及び会費】

第5条 本会の会員となる者は次のとおりである。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者及び教職員とし、すべて平等の義務と権利とを有する。
- 2 本会の会員は、会費を納めるものとする。会費は一会員月額250円とする。但し、会員に実情により会費の全額または一部を免除することができる。
- 3 会費納入方法は、運営委員会の協議により別に定める。転入者については、転入月より納入のこと。

【第5章 経理】

第6条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

第7条 本会の経理は総会において議決された予算にもとづいて行なわれる。

第8条 本会の決算は年1回以上の会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならぬ。

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

【第6章 役員及び委員】

第10条 本会の役員及び委員は次のとおりである。

会長1、副会長2、総務若干名、書記若干名、会計若干名、常置委員若干名、学年委員若干名

第11条 役員及び委員の職務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を掌理し、総会及び運営委員会を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 総務は運営委員会の司会、行事等における来賓の接待、各委員会の活動計画の連絡にあたる。
- 4 書記はこの会の会議及び活動の記録、文書の発送收受及びその保管にあたる。
- 5 会計は本会のすべての金銭の出納保管を正確に行なう。
- 6 委員は各常置委員会及び各学年委員会に属し、調査、研究、立案にあたる。
- 7 各地区代表は地区内の委員を招集し、会議をもつことができる。

第12条 役員及び委員の選出は次のとおりとする。

- 1 会長は、人間野中学校PTA会長推薦委員会が協議をした上、同委員会から推薦し、PTA総会で承認された後に任命される。上記の推薦委員会のメンバーは学校評議委員会代表、会長、副会長とする。尚、推薦者が見つからない場合、会員から選出する。
- 2 本部役員は立候補を募り、規定人数に達しない場合は会員より選出する。
- 3 会長、副会長、総務、書記、会計は、選出された会員から互選する。
- 4 常置委員は、各学年から若干名選出される。但し、校外生活委員は、各地区より若干名選出される。
- 5 常置正副委員長は、各委員から互選される。
- 6 学年委員は各学年から選出される。正副学年委員長は各学年委員から互選される。
- 7 各委員会には、教職員が若干名所属する。

第13条 役員及び委員の任期は1カ年とする。但し再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【第7章 会計監査委員】

- 第14条 本会の経理を監査するために3名の会計監査委員を置く。
- 第15条 会計監査委員は会員の中から選出し、総会の承認を得る。
- 第16条 会計監査委員は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 第17条 会計監査委員の任期は第13条を準用する。

【第8章 会議】

- 第18条 会議を分けて総会、運営委員会・常置委員会・学年委員会とする。
- 第19条 総会は本会の最高議決機関であって会員全員によって構成される。
- 第20条 総会は毎年会計年度終了後2カ月以内に会長が招集する。但し、運営委員会が必要と認めたとき、及び会員の5分の1以上の要求があったときには臨時総会を開くことができる。
- 第21条 総会は会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければその議事を開き、議決することができない。
- 第22条 総会の議事は出席者の過半数で決する。
- 第23条 総会は次のことを行なう。
- 1 規約の改正
 - 2 役員承認及び決定
 - 3 会務報告
 - 4 予算・決算の承認及び決定
 - 5 会の合併または解散
 - 6 その他重要な事項
- 第24条 運営委員会は、会長・副会長・総務・書記・会計・各正副常置委員長・各正副学年委員長、及び校長をもって構成し、次のことを行なう。
- 1 各常置委員会の連絡・調整をはかり、会の適正な運営の責務を負う。
 - 2 各学年委員会の連絡・調整をはかり、会の適正な運営の責務を負う。
 - 3 総会に提出する議案を調整する。
 - 4 役員に欠員を生じたときは別の方法により、これを補充する。
- 第25条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったとき開くことができる。
- 第26条 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- 第27条 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。
- 第28条
- 1 常置委員会・学年委員会は本会の活動に必要な事項について調査・研究・立案する。
 - 2 常置委員会・学年委員会は会長の承認を得て委員長が招集する。
 - 3 常置委員会・学年委員会については必要な事項は別に定める。

第29条 臨時委員会は必要に応じ設けることができる。臨時委員会について必要な事項は別に定める。

第30条 校長は、学校の管理、運営上の立場から、すべての会議に出席して意見を述べるることができる。

【第9章 細則】

第31条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て決める。

運営委員会は細則を定め、または改廃したときは、その結果を次期総会に報告しなければならない。

【第10章 改正】

第32条 この規約は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会の少なくとも5日前に全会員に知らせておかなければならない。

付 則

- 1 この規約は平成27年5月9日から施行する。
- 2 この規約は令和3年5月8日に改正し、令和4年度役員選出より施行する。
(本部役員選出時の地区制度の廃止について改訂)

細 則

【第1章 役員】

第1条 会長に欠員を生じたときは運営委員会でこれを補充する。

第2条 会長以外の役員に欠員を生じたときは運営委員会でこれを補充する。

【第2章 常置委員会】

第3条 常置委員会は成人教育委員会、校外生活委員会、広報委員会とする。

第4条 各常置委員会の委員は会長が委嘱する。

第5条 各常置委員会は各学年から選出された委員各若干名、及び教職員で構成する。但し、校外生活委員会は各地区から選出された委員若干名と教職員で構成する。

第6条 成人教育委員会は次の事項を処理する。

- 1 会員の教養を高めるための教育計画を立案し実施する。
- 2 学級の開設・見学・講演会・グループ活動について研究・立案する。
- 3 会員の福利・厚生及び体位・体力の向上をはかる。

第7条 校外生活委員会は次の事項を処理する。

- 1 生徒の校外における生活の指導について調査・研究しこれを実施する。
- 2 地区懇談会の開催、青少年指導の関係機関及び団体との連絡等を行なう。

第8条 広報委員会は次の事項を処理する。

- 1 会員に対する情報の伝達。
- 2 必要に応じ地域社会、関係諸機関及び諸団体に対し情報の伝達、交換にあたる。

【第3章 学年委員会】

第9条 各学年委員会の委員は会長が委嘱する。

第10条 各学年委員は各学年から若干名選出される。

第11条 各学年委員会は次の事項を処理する。

- 1 授業参観、学年・学級懇談会、進路指導、その他学年の生徒指導について学校に協力する。

【第4章 臨時委員会】

第12条 臨時委員会の委員は会長が委嘱する。

第13条 臨時委員会はその任務を終えたとき解散する。

【第5章 改正】

第14条 この細則は運営委員会において3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は運営委員会の5日前に構成員に知らせておかなければならない。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

【第6章 その他】

第15条 本部役員経験者は兄弟免除とする。

ただし、役員業務において、非協力的で支障をきたす役員については、兄弟免除及び役員経験を無効にする場合がある。

第16条 常置・学年・臨時委員会についても、非協力的で支障をきたす役員については、委員会経験を無効にする場合がある。

慶弔に関する細則

第1条 この細則は入間野中学校PTA規約第31条により定める。

第2条 入間野中学校のPTAの慶弔はこの細則の定めるところによって処理しなければならない。

第3条 贈呈は会長が行なう。

第4条 会員または本校生徒死亡のときは5,000円を贈り弔問する。

- 第5条 会員が天災、火災等を被ったときは状況によるも、5,000円以内を贈りこれを見舞う。
- 第6条 特別の場合については運営委員会、あるいは会長と校長の協議の上決定する。
- 第7条 この細則を適用する事由の生じたときは、当該地区の代表は速やかに連絡しなければならない。
- 第8条 この細則は運営委員会において3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この細則による贈呈の返礼は必要としない。

特別基金に関する細則

- 第1条 生徒の健全育成とPTA・学校の運営をこの基金から援助することによって、PTA規約第2条及び第3条の円滑な達成に寄与することを目的とする。
- 第2条 この基金を効果的に活用するため次のとおり定める。
- 1 生徒の健全な育成のため特に必要と認められた事業に補助をすることができる。
 - 2 成績優秀な生徒の遠隔地派遣等に必要な旅費交通費の補助をすることができる。
 - 3 PTA・学校の記念事業に必要な補助をすることができる。
 - 4 PTA・学校の運営で特に必要と認められたものに補助をすることができる。
- 第3条 この基金の資金は原則として特別事業によるバザー等の収益、またはその余剰金をこれに充てる。
- 第4条 この基金の経理は運営委員会の議決にもとづいて行なわれる。
- 第5条 決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第6条 この細則の改正は運営委員会の3分の2以上の賛成を得るものとし、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第7条 この細則は制定、改正日をもって施行される。

平成3年12月21日 制定